

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示

(平成三十一年三月二十六日)

(／厚生労働省／国土交通省／環境省／告示第一号)

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十一号)第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質を次のように定める。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(以下「法」という。)第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質(船舶に使用されている材料又は設置されている設備における含有率が同表の下欄に定める値であるものを除く。)とする。

物質	含有率(質量パーセント)
石綿	〇・一パーセント以下
オゾン層を破壊する物質であって別表に掲げるもの	—
ポリ塩化ビフェニル	〇・〇〇五パーセント未満
塗料が十分に乾燥した状態において、スズの含有率が質量で〇・二五パーセントを超える有機スズ化合物(防汚方法(船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第十九条第三項第三号の二の防汚方法をいう。以下同じ。))として使用されるものに限る。)	—
シブトリン(防汚方法として使用されるものに限る。)	塗料が十分に乾燥した状態において〇・一パーセント以下
カドミウム及びその化合物	〇・〇一パーセント以下
六価クロム及びその化合物	〇・一パーセント以下
鉛及びその化合物	〇・一パーセント以下
水銀及びその化合物	〇・一パーセント以下
ポリブロモビフェニル	〇・〇〇五パーセント以下
ポリブロモジフェニルエーテル	〇・一パーセント以下
ポリ塩化ナフタレン(塩素数が四以上のものに限る。)	〇・〇〇五パーセント以下
放射性物質	—
塩化パラフィン(炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。)	一パーセント以下

(令五厚労国交環省告二・一部改正)

別表

- 一 トリクロロフルオロメタン(別名CFC一一一)
- 二 ジクロロジフルオロメタン(別名CFC一一二)
- 三 トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC一一一三)
- 四 ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC一一一四)
- 五 クロロペンタフルオロエタン(別名CFC一一一五)
- 六 ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン一一二一一)
- 七 ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン一一三〇一)
- 八 ジブロモテトラフルオロエタン(別名ハロン一二四〇二)
- 九 クロロトリフルオロメタン(別名CFC一一三)
- 十 ペンタクロロフルオロエタン(別名CFC一一一一)
- 十一 テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC一一一二)
- 十二 ヘプタクロロフルオロプロパン(別名CFC一二一一)
- 十三 ヘキサクロロジフルオロプロパン(別名CFC一二一二)
- 十四 ペンタクロロトリフルオロプロパン(別名CFC一二一三)
- 十五 テトラクロロテトラフルオロプロパン(別名CFC一二一四)
- 十六 トリクロロペンタフルオロプロパン(別名CFC一二一五)
- 十七 ジクロロヘキサフルオロプロパン(別名CFC一二一六)
- 十八 クロロヘプタフルオロプロパン(別名CFC一二一七)
- 十九 四塩化炭素
- 二十 一・一・一一トリクロロエタン

- 二十一 ジクロロフルオロメタン(別名HCFC―二一)
- 二十二 クロロジフルオロメタン(別名HCFC―二二)
- 二十三 クロロフルオロメタン(別名HCFC―三一)
- 二十四 テトラクロロフルオロエタン(別名HCFC―一二一)
- 二十五 トリクロロジフルオロエタン(別名HCFC―一二二)
- 二十六 ジクロロトリフルオロエタン(別名HCFC―一二三)
- 二十七 クロロテトラフルオロエタン(別名HCFC―一二四)
- 二十八 トリクロロフルオロエタン(別名HCFC―一三一)
- 二十九 ジクロロジフルオロエタン(別名HCFC―一三二)
- 三十 クロロトリフルオロエタン(別名HCFC―一三三)
- 三十一 ジクロロフルオロエタン(別名HCFC―一四一)
- 三十二 クロロジフルオロエタン(別名HCFC―一四二)
- 三十三 クロロフルオロエタン(別名HCFC―一五一)
- 三十四 ヘキサクロロフルオロプロパン(別名HCFC―二二一)
- 三十五 ペンタクロロジフルオロプロパン(別名HCFC―二二二)
- 三十六 テトラクロロトリフルオロプロパン(別名HCFC―二二三)
- 三十七 トリクロロテトラフルオロプロパン(別名HCFC―二二四)
- 三十八 ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC―二二五)
- 三十九 クロロヘキサフルオロプロパン(別名HCFC―二二六)
- 四十 ペンタクロロフルオロプロパン(別名HCFC―二三一)
- 四十一 テトラクロロジフルオロプロパン(別名HCFC―二三二)
- 四十二 トリクロロトリフルオロプロパン(別名HCFC―二三三)
- 四十三 ジクロロテトラフルオロプロパン(別名HCFC―二三四)
- 四十四 クロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC―二三五)
- 四十五 テトラクロロフルオロプロパン(別名HCFC―二四一)
- 四十六 トリクロロジフルオロプロパン(別名HCFC―二四二)
- 四十七 ジクロロトリフルオロプロパン(別名HCFC―二四三)
- 四十八 クロロテトラフルオロプロパン(別名HCFC―二四四)
- 四十九 トリクロロフルオロプロパン(別名HCFC―二五一)
- 五十 ジクロロジフルオロプロパン(別名HCFC―二五二)
- 五十一 クロロトリフルオロプロパン(別名HCFC―二五三)
- 五十二 ジクロロフルオロプロパン(別名HCFC―二六一)
- 五十三 クロロジフルオロプロパン(別名HCFC―二六二)
- 五十四 クロロフルオロプロパン(別名HCFC―二七一)
- 五十五 ジブロモフルオロメタン
- 五十六 ブロモジフルオロメタン(別名HBFC―二二B一)
- 五十七 ブロモフルオロメタン
- 五十八 テトラブロモフルオロエタン
- 五十九 トリブロモジフルオロエタン
- 六十 ジブロモトリフルオロエタン
- 六十一 ブロモテトラフルオロエタン
- 六十二 トリブロモフルオロエタン
- 六十三 ジブロモジフルオロエタン
- 六十四 ブロモトリフルオロエタン
- 六十五 ジブロモフルオロエタン
- 六十六 ブロモジフルオロエタン
- 六十七 ブロモフルオロエタン
- 六十八 ヘキサブロモフルオロプロパン
- 六十九 ペンタブロモジフルオロプロパン
- 七十 テトラブロモトリフルオロプロパン
- 七十一 トリブロモテトラフルオロプロパン
- 七十二 ジブロモペンタフルオロプロパン
- 七十三 ブロモヘキサフルオロプロパン
- 七十四 ペンタブロモフルオロプロパン
- 七十五 テトラブロモジフルオロプロパン
- 七十六 トリブロモトリフルオロプロパン
- 七十七 ジブロモテトラフルオロプロパン

七十八 ブロモペンタフルオロプロパン
七十九 テトラブロモフルオロプロパン
八十 トリブロモジフルオロプロパン
八十一 ジブロモトリフルオロプロパン
八十二 ブロモテトラフルオロプロパン
八十三 トリブロモフルオロプロパン
八十四 ジブロモジフルオロプロパン
八十五 ブロモトリフルオロプロパン
八十六 ジブロモフルオロプロパン
八十七 ブロモジフルオロプロパン
八十八 ブロモフルオロプロパン
八十九 ブロモクロロメタン
九十 臭化メチル

附 則

この告示は、法附則第一条第二号の政令で定める日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年七月三十一日／厚生労働省／国土交通省／環境省／告示第二号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則第五条第二項の規定により交付を受けている相当証書は、この告示の施行後においても、なお効力を有する。